

令和 6 年度 高槻市摂津峡青少年キャンプ場
のリニューアルに向けた検討業務
仕 様 書

本仕様書は、発注者 高槻市（以下「甲」という。）における「令和 6 年度高槻市摂津峡青少年キャンプ場のリニューアルに向けた検討業務」に関し、受注者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない業務の仕様を定める。

1 業務概要

（ 1 ） 本業務の目的

摂津峡青少年キャンプ場（高槻市大字原 1 番地）を、街のにぎわいを創出する施設となるように市街地から近接する利便性や摂津峡公園内に立地する地形を踏まえ、今日的なキャンプニーズや利用者意向、さらには民間事業者のノウハウを的確に捉えながら、リニューアルに向けた各種検討を進めるものである。

この業務委託を通じて、民間事業者による管理運営ができるような高規格なキャンプ場を目指し短期間（3年から5年程度）でリニューアルできるよう取組む。

（ 2 ） 業務名称

高槻市摂津峡青少年キャンプ場のリニューアルに向けた検討業務

（ 3 ） 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

高槻市内

2 業務内容

2 - 1 基本計画の策定支援

(仮称) 摂津峡キャンプ場リニューアルプラン(以下、「基本計画」という)を甲が策定するにあたり、乙は現況把握や敷地分析など、基本計画の検討に必要な策定支援を行う。なお、策定にあたっては市民等からの意見を反映する予定であるため、必要となる図書の印刷や作成、アンケート調査なども支援するものとする。

2 - 2 民間事業者へのヒアリング

基本計画や基本設計を踏まえて、ヒアリングに必要な図書を作成し、民間事業者や団体を候補に本事業に対する意見や要望などを整理・分析し、本業務に反映する。

2 - 3 リニューアルに向けたキャンプ場施設のあり方検討

基本計画、民間事業者へのヒアリングを踏まえながら、当該地及び周辺を含め、高規格なキャンプ場として民間事業者が参画できるような施設のあり方検討を行う。

また、現有する施設(管理棟、研修棟、ロッジ、トイレ、釜場等)の継続、廃止、リノベ

ーション、更新の考え方を各種法令に基づき整理する。

2 - 4 基本設計図の作成

基本計画、民間事業者へのヒアリング、リニューアルに向けたキャンプ場施設のあり方検討を踏まえながら、当該地にある建築物を含む施設全体の基本設計を行う。

あわせて、立地する特性を活かした造成計画、雨水排水計画、構造物計画、各種横断図、道路計画、サイン計画等必要な図書の作成も行う。

2 - 5 事業成立性

上記業務を進める際には概算事業費を算出するとともに、事業成立性（想定運営費、想定収入等を算出）の検討を行う。

あわせて、最適なPPP制度の導入についても整理を行い甲に最適な手法を提案する。

2 - 6 測量業務

基本設計に必要となる横断測量、現況及び地形測量を行いCADデータを作成する。また、キャンプ場入口部分の境界の明示も行う。（想定対象範囲は別紙参照）

基本計画と整合しながら測量業務を行うものとするが、乙が必要となる数量等を提案し甲と協議し実施するものとする。なお、想定される項目・数量は以下の通りとする。

① 基準点測量

- ・3級基準点測量：7点

・4級基準点測量；18点

② 地形測量

・現地測量 ($A = 0.048 \text{ km}^2$)

③ 境界測量

2 - 7 その他

次年度以降の取組に対して、イメージパース図等や必要となる図書の作成等も行う。

3 打合せ協議

本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを実施し、議事録等を作成する。

4 事業報告書等

業務完了時には簡素にまとめた事業報告書等を提出する。

5 成果品

納品の形式、方法については別途甲と協議する。

(1) 事業報告書 5部

(2) 基本計画 100部 (カラー、A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本)

(3) 基本計画概要版 200部 (カラー、A3版1ページ、横型、横書き)

(4) 上記成果品に係る電子データ 一式

6 その他留意する事項

(1) 事業の実施状況の報告

乙は、契約締結後、甲の求めに応じて事業の進捗状況を書面により提出するとともに、定期的に以後の進め方について協議を行うこと。

(2) 成果品等に関する事項

甲が当該事業に基づき作成を依頼したものに係る著作権は、甲に帰属するものとし、成果品、成果品に使用した写真、映像、絵、図等は契約終了後も甲が無償で製作者の承諾なしに使用できるものとする。

(3) 著作権・著作隣接権などの使用承諾

画像や映像、出版物等の利用に関し、著作権処理が必要のない素材、あるいは必要な処理、手続きを行った素材を利用すること。

(4) 特記事項

・事業実施にあたっては、必ず事前に甲と協議すること。

・民間事業者や公園区域外等への調査を行う場合は、甲と相談の上、必要な手続きを乙が行うものとする。

・その他仕様書に記載されない事項については、双方が誠意をもって協議するものとする。